

消費・安全対策交付金

みどり戦略推進課

和5年度 消費・安全対策交付金 について

1 消費・安全対策交付金とは

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

本交付金は、このような観点に立って、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、総合的な取組を実施し、食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障を確立するものである。

本県では、県内農産物の「安全性の向上」及び「伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止」を目的に以下の4事業を実施している。

2 事業の概要

(1) 農薬の適正使用等の総合的な推進

(1,166千円 交付率1/2以内)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「農薬の不適切な販売及び使用の発生割合*」を目標値とし、その値を「**5.5%**」とする。

*違反率 = $(A + B) / 2$

A：不適切な販売者数／調査実施販売者数 = $11 / 100 = 11\%$

B：不適切な使用者数／調査等実施使用者数 = $0 / 350 = 0\%$

ア 農薬の安全使用の推進

県産農産物の安全性確保及び農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、次のことに取り組んだ。

① 農薬危害防止運動（6～8月）

② 農薬使用者、販売者等を対象に研修会の実施

・ 農薬販売店研修：2回（1月）、参加者76名

・ 農薬適正使用アドバイザー認定研修会：3回（1～2月）、106名認定

③ 啓発資料（農薬危害防止ポスター）の作成

イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬の適切な管理、販売の推進並びに農薬の飛散防止対策等の推進を図るため、次のことに取り組んだ。

① 農薬販売者及び防除業者等を対象に、農薬管理指導士認定研修会の実施（1月）
農薬の適切な管理、販売及び関係法令の遵守等の意識向上を図り、73名認定。

② 農薬販売者に対する「農薬取締法」に基づく立入検査の実施

・ 検査数：123件（販売届出店舗：559件）

・ 違反数：15件

内訳：変更届未提出（農薬取締法第17条）：7件

帳簿の記録、保存の不備（農薬取締法第20条）：8件

・ 改善状況

販売責任者に対し、違反事項を説諭した結果、改善の意思を示すとともに、届出に関する事項については、必要な届書が提出された。また、記録の不備等については、次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

③農薬の不適切な使用発生調査の実施

JAグループ、とくしま安2GAP認証取得者が実施している、出荷前物に対する残留農薬モニタリング調査の結果を基に、不適切な使用事例の把握に取り組んだ。

その結果、不適切な使用事例は認められず、法に基づく指導等は実施しなかった。

・検査数：386件

・違反数：0件

【実績値・達成度】

実績値：6.0%

達成度：99.4%（評価A）

A：不適切な販売者数／調査実施販売者数＝15／123＝12.1%

B：不適切な使用者数／調査等実施使用者数＝0／386＝0%

違反率＝（12.1%＋0%）／2＝6.0%（実績）

達成度＝（1－実績値6.0%）／（1－目標値5.5%）×100＝99.4%

（参考）年次別実績推移

項目	R1	R2	R3	R4	R5
農薬の不適切な販売の発生割合	19.7%	11.6%	13.0%	11.1%	12.1%
農薬の不適切な使用の発生割合	0%	0%	0%	0%	0%
実績値	9.9%	5.8%	6.5%	5.5%	6.0%

ウ 農薬残留確認調査等の実施

本県特産物の「スタチ（施設栽培）」について、栽培状況や果実等の形状等が、農薬の残留状況に与える影響を調査し、国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認した。

“イブフルフェノキン”、“エトフェンプロックス”、“スピロテトラマト”、及び“マラソン”の4剤を分析した結果、“イブフルフェノキン”及び“スピロテトラマト”の2剤で残留基準値を超過する可能性が示唆されたため、県独自の自主基準を設定し、生産者等に対して指導を行った。

(2) 病害虫の防除の推進

(1,294千円 交付率1/2以内)

ア 防除が困難な作物の防除体系の確立

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数」とし、その値を「**16回**」とする。

新たに確立した調査手法、防除技術等の普及を目的とした周知回数
イチゴ：4回、ネギ：4回、ブロッコリー：4回、
ツルムラサキ：3回、ハス：1回

(ア) 薬剤抵抗性病害虫・雑草により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫による被害を軽減するため、殺菌剤の薬剤感受性検定方法の検討や天敵昆虫や光(LED)等を利用した防除技術、防除体系について検討した。

- ①県内のブロッコリーに発生する「黒すす病菌」の殺菌剤(「SDHI」という系統の4剤)に対する感受性について、YBA寒天培地を利用した検定方法を検討した結果、感受性を問題なく判定できることが判明し、一部の生産ほ場で耐性が発達している黒すす病菌が確認された。
- ②イチゴの害虫「ハダニ類」及び「アブラムシ類」に対する“天敵昆虫”を温存・増殖できる新たな植物を検討した結果、「ソルゴー」及び「トウモロコシ」の両方を植栽することで、天敵昆虫を長期間温存できることが判明した。
- ③ネギの害虫「ネギアザミウマ」及び「シロイチモジヨトウ」に対し、赤色及び黄色の波長を併せ持つ”新たなLED(W-LED)”による防除効果を検討した結果、W-LEDを照射することで、シロイチモジヨトウの産卵や寄生を抑制できることが判明した。

(イ) 基幹的マイナー作物の病害虫・雑草防除技術体系の確立

県内の基幹的マイナー作物に発生する病害虫について、発生・被害状況の調査、並びに農薬の適用拡大に向けた試験を実施した。

- ①「ツルムラサキ」に発生する「腐敗病」に対し、“シアゾファミド剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、発病が認められず、効果が判然としなかったため、次年度、引き続き検討することとした。なお、農薬残留分析を実施した結果、処理後3日経過することで、残留基準値を超過する可能性が低くなることが判明した。
- ②「ツルムラサキ」に発生する「ハスモンヨトウ」に対し、“レピメクチン剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、実用性のある防除効果を得ることができた。また、農薬残留分析を実施した結果、収穫前日に処理した場合でも、残留基準値の100分の1以内の濃度であることも判明した。
- ③「カリフラワー」に発生する「ハイマダラノメイガ」に対し、“シアントラニリプロール・チアメトキサム粒剤”の「育苗期セルトレイ処理及び生育期、散布処理」について検討した結果、本害虫の発生が認められず、効果が判然としなかったため、次年度、引き続き検討することとした。
- ④「ハス(ハスの葉：つまもの)」に発生する「アブラムシ類」に対する農薬登録のための試験については、農薬メーカーの合意が得られず、検討を中止した。

先述の「ア」及び「イ」で開発・確立された手法等を普及させるため、次の研修会等で生産者等へ周知した。

・イチゴ天敵技術	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回
	農林水産総合技術支援センター成果発表会	1回
・ネギLED	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回
・ブロッコリー薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回
	農林水産総合技術支援センター成果発表会	1回
・ツルムラサキ病害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回
・ツルムラサキ虫害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回

【実績値・達成度】

「従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数」

実績値：17回

達成度：106%（評価A）

イチゴ：4回、ネギ：3回、ブロッコリー：4回、ツルムラサキ：6回、
ハス：0回 計17回（実績）
達成度＝（実績値17回）／（目標値16回）×100＝106%

イ 総合的病害虫管理普及のための指導者の育成

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」とし、その値を「2回」とする。

IPM研修の受講：1回、IPM講習会の開催：1回 計2回

農薬だけに頼らない総合的病害虫管理を普及させるため、県普及指導員を対象に全国の研修会への参加、県普及指導員やJA営農指導員、徳島県農薬適正指導アドバイザー等を対象に研修会を開催し、人材育成を図った。

① IPM研修の受講

全国農業改良普及支援協会主催のIPM指導者認証制度事業を、県普及指導員2名が受講し、指導者として認定された。

日時：令和5年9月26～27日（岡山県岡山市）、参加数：普及指導員2名

② IPM講習会の開催

「令和5年度徳島県IPM（総合的病害虫・雑草管理）実践技術研修会」の開催。

とき：令和6年2月21日、場所：徳島市（ホテル千秋閣）、オンライン併用、参加者数：97名（会場：57名、オンライン：40名）

【実績値・達成度】

「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」

実績値：2回

達成度：100%（評価A）

ⅠPM研修の受講：1回

ⅠPM講習会の開催：1回 計3回（実績）

達成度＝（実績値2回）／（目標値2回）×100＝100%

（3）発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備

（11,783,200円 交付率10／10）

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「トビイロウンカ、果樹カメムシ類、侵入警戒有害植物のまん延防止」とした。

近年、温暖化等による気候変動、世界中の人やモノの頻繁な移動に伴い、国内外から有害動植物（病原菌、害虫）の侵入・まん延リスクが高まっており、本県においてもトマトキバガ等の侵入警戒有害動植物が確認される事象が増加している。

そこで、水稻、果樹、野菜類に発生する病害虫の発生状況を調査する、「発生予察」業務や侵入調査業務を効果的かつ効率的に実施するため、機器を整備した。

①水稻及び果樹の害虫発生調査機器の整備

太陽光パネル等を用いた独立稼働、害虫の自動画像診断、データの送信機能等の機能を備えた「スマート害虫モニタリングシステム」を2台、県農林水産総合技術支援センター内に設置した。

- ・導入機器：RYNAN社製 スマート害虫モニタリングシステム 1式
- ・設置場所：県農林水産総合技術支援センターほ場内（石井、勝浦）
- ・調査対象害虫：水稻「トビイロウンカ」、果樹「果樹カメムシ類」

②野菜等に発生する病害診断機器の整備

迅速、精緻かつ省力的に診断を行うことが可能な「リアルタイムPCR（遺伝子診断機器）」を導入し、侵入警戒有害植物（病原菌、ウイルス）の発生の有無について調査した。

- ・導入機器：Roche社製 Light Cycler 96 Real Time PCR System 1式
- ・設置場所：県農林水産総合技術支援センター内実験室
- ・調査対象病害：トマトのウイルス病 *Tomato mottle mosaic virus* (ToMMV)
かんきつの細菌病 *Spiroplasma citri*

【実績値・達成度】

達成度：100%（評価A）

迅速、精緻かつ省力的に調査可能な「スマート害虫モニタリングシステム」及び「リアルタイムPCR装置」の整備が図られ、強固な防除体制が構築された。

(4) 重要病害虫の特別防除等の実施（特別交付型）(2,286,796円 交付率10/10)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「火傷病のまん延防止」とした。

ア 特殊病害虫緊急防除の実施（中国産花粉買上・廃棄）

令和5年8月、我が国が侵入を警戒している、りんご、なし等の重要病害虫である「火傷病菌」が、これまで発生国とされていなかった中国において確認されたため、中国産のなし、りんご花粉の輸入が停止された。そこで、県内のなし、りんご生産者を対象に、感染リスクのある中国産花粉についての使用状況及び在庫量を調査し、在庫花粉について、全て回収・廃棄した。

○調査概要

なし生産農家について調査を実施

- ・調査時期：令和5年9月13日～10月27日
- ・調査対象：全生産農家（161戸、105ha）
- ・調査方法：聞き取り、巡回調査

※りんご生産農家については、該当なし。

○調査結果

①「火傷病」の発生状況

- ・中国産花粉使用戸数・面積：102戸・70ha
- ・火傷病発生戸数・面積：0戸・0ha（※全国でも発生なし）

②「中国産なし花粉」の在庫状況

- ・在庫所有戸数：51戸
- ・在庫量：約6.2kg

イ 特殊病害虫緊急防除の実施（初動防除資材の備蓄）

県内で新たに火傷病が疑われる事象が確認された場合、速やかに防除できるよう、農薬を備蓄し、火傷病菌のまん延を防止する体制を整備した。

○資材の備蓄

火傷病菌の感染予防が期待される農薬3種類を、県病害虫防除所に備蓄した。

- ・防除可能面積：70,000㎡
- ・備蓄農薬：ストレプトマイシン水和剤、オキシリニック酸水和剤、有機銅水和剤

【実績値・達成度】

達成度：100%（評価A）

重要病害虫である「火傷病菌」について、県内のなし、りんご生産者を対象に調査した結果、火傷病菌の侵入は確認されなかった。

また、感染リスクのある中国産なし花粉については、全て回収・破棄を実施し、火傷病のまん延防止が図られた。

さらに、今後、県内で火傷病が疑われる事象が確認された場合に、速やかに防除ができる体制が整備された。